

# 川崎市発達障害支援コーディネーター（非常勤嘱託員）設置要綱

平成19年12月17日  
19川健障福第1271号  
局長 決 裁

## （趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課が所管する発達障害支援コーディネーター非常勤嘱託員の設置について必要な事項を定めるものとする。

## （職務内容）

第2条 非常勤嘱託員の職務内容は、主として次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） コーディネーター養成研修の企画・実施
- （2） 巡回相談業務
- （3） 関係機関連絡調整業務
- （4） 記録作成・事例研究業務

## （職名）

第3条 非常勤嘱託員の職名は、発達障害支援コーディネーター非常勤嘱託員（以下「発達障害支援コーディネーター」という。）とする。

## （定数）

第4条 発達障害支援コーディネーターの定数は、1名とする。

## （勤務場所）

第5条 勤務場所は、市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課とする。

## （任用及び任用期間）

第6条 発達障害支援コーディネーターは、市民・こども局こども本部長が選考の上、総務局長の合議を経て、市長が任命する。

2 発達障害支援コーディネーターの任用期間は、任用の日から当該年度の3月31日までとする。

## （任用の更新）

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である発達障害コーディネーターについて、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、任用期間を満了した発達障害支援コーディネーターを再度任用することができる。

## （任用条件の明示）

第8条 発達障害支援コーディネーターの任用に際しては、そのものに対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

## （退職）

第9条 発達障害支援コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- （1） 任用期間が満了した日
- （2） 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

#### (解職)

第10条 市長は、発達障害支援コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

#### (服務)

第11条 発達障害支援コーディネーターは勤務した日に自ら押印しなければならない。

2 発達障害支援コーディネーターは、職務の遂行に当たって、次の各号を遵守すること。

(1) 職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

(3) この要綱による職の信用を傷つけ、又は非常勤嘱託員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 前各号に定めるもののほか、発達障害支援コーディネーターの服務は正規職員の例による。

#### (勤務日および勤務時間帯)

第12条 発達障害支援コーディネーターの勤務日は、週5日以内とし、勤務時間は原則として10時00分から16時30分までとし、1週間当たりの勤務時間は28時間45分以内とする。

2 発達障害支援コーディネーターの休憩時間は原則として12時から12時45分までとする。

#### (休日)

第13条 発達障害支援コーディネーターの休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日(月曜日に当たる場合を除く。)、同月3日及び12月29日から同月31日とする。

#### (年次有給休暇)

第14条 発達障害支援コーディネーターに、次の勤務年数の区分に応じ、当該区分に掲げる日数の年次有給休暇を原則として1日単位に付与するものとする。

(1) 1年目 10日

(2) 2年目 11日

(3) 3年目 12日

(4) 4年目 14日

(5) 5年目 16日

2 4月1日から翌年3月31日までの期間の途中で任用された発達障害支援コーディネーターについては、その会計年度における任用期間に応じ、当該区分に

掲げる日数の年次有給休暇を付与するものとする。

- (1) 1 箇月 1 日
- (2) 2 箇月 2 日
- (3) 3 箇月 2 日
- (4) 4 箇月 3 日
- (5) 5 箇月 4 日
- (6) 6 箇月 5 日
- (7) 6 箇月を超える期間 10 日

3 第7条第1項の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すものとする。

**（特別有給休暇）**

第15条 発達障害支援コーディネーターに対して、年次有給休暇のほか、各号のいずれかに該当する場合に特別有給休暇を付与するものとする。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による非常勤嘱託員の現住居の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権等公民権の行使のため必要なとき。
- (6) 忌引
- (7) 夏期休暇は、7月1日から9月30日までの間において、原則として1日を単位に次のとおり付与する。

| 1 週間の勤務日数 | 7 月以降の任用者の付与日数 |       |       |
|-----------|----------------|-------|-------|
|           | 7 月以前任用        | 8 月任用 | 9 月任用 |
| 5 日       | 5 日            | 3 日   | 2 日   |

- (8) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）による健康診断については、健康診断に必要な時間を付与する。

2 前項第1号から第6号までの特別有給休暇の期間等は、正規職員の例による。

**（報酬）**

第16条 発達障害支援コーディネーターには第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第15条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各号に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務局長が定めた非常勤嘱託員の第2種報酬の取扱いによるもののほか、正規職員の例による。

### **（月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬）**

第17条 発達障害支援コーディネーターが、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。

2 発達障害支援コーディネーターが、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数の合計勤務時間数に第19条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

### **（第1種報酬の減額）**

第18条 発達障害支援コーディネーターが、勤務日に勤務しないときは、年次有給休暇及び特別有給休暇を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において、勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

### **（勤務1時間当たりの第1種報酬額）**

第19条 発達障害支援コーディネーターの勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,546円とする。

### **（費用弁償）**

第20条 発達障害支援コーディネーターがその職務のため出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則50号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

### **（公務災害等の補償）**

第21条 発達障害支援コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）に定めるところによる。

2 発達障害支援コーディネーターが公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

### **（社会保険の適用）**

第22条 発達障害支援コーディネーターに対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

### **（健康診断）**

第23条 発達障害支援コーディネーターには、正規職員に準じて健康診断を実施する。

**(定めのない事項)**

第24条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び川崎市非常勤嘱託員に関する要項その他の関係法令の定めるところによる。

**(委任)**

第25条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度、市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年7月1日から施行する。